

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和7年11月13日

大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
参 考	-----	3～4

総 務 課

大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正概要

令和7年8月7日の人事院勧告を基にして、大磯町職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うため、規定の改正を行います。

2 改正内容

(1) 月例給（毎月支払われる給料）及び期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げ等

ア **月例給の引上げ**（平均改定率 3.64%増）

- 国家公務員の俸給表における改定を準用して改定します。
- 給料表（1）について、高卒者の初任給を 6.5% [12,600 円]、大卒者の初任給を 5.5% [12,300 円] の引上げを行い、これに合わせて、すべての級・号給で改定を行います。
- 給料表（2）及び幼稚園職員の給料表についても給料表（1）との均衡を基本に改定を行います。

各級における給料月額の平均改定額及び平均改定率

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 ～10 級	全体
国	改定額	11,737 円	10,649 円	10,326 円	10,562 円	10,869 円	11,249 円	12,241 円	13,224 円	10,917 円
	改定率	5.2%	4.2%	3.4%	2.9%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	3.31%
町	改定額	11,980 円	11,141 円	10,719 円	10,827 円	10,988 円	11,354 円	12,182 円	－円	11,183 円
	改定率	5.3%	4.6%	3.8%	3.4%	2.9%	2.7%	2.7%	－%	3.64%

イ **期末・勤勉手当の引上げ**（引上げ分：期末手当及び勤勉手当に配分）

- 一般職の職員
年間の支給月数を 0.05 月分引上げ、4.65 月（現行 4.60 月）に改定します。
- 定年前再任用短時間勤務職員
年間の支給月数を 0.05 月分引上げ、2.45 月（現行 2.40 月）に改定します。
- 特定任期付職員
年間の支給月数を 0.25 月分引上げ、3.70 月（現行 3.65 月）に改定します。

(一般職の職員の支給月数)

		6 月	12 月	計	合計
7 年度	期末手当	1. 25 月 (支給済み)	1. 275 月 (現行 1. 25 月)	2. 525 月 (現行 2. 50 月)	4. 65 月 (現行 4. 60 月)
	勤勉手当	1. 05 月 (支給済み)	1. 075 月 (現行 1. 05 月)	2. 125 月 (現行 2. 10 月)	
8 年度 以 降	期末手当	1. 2625 月	1. 2625 月	2. 525 月	4. 65 月
	勤勉手当	1. 0625 月	1. 0625 月	2. 125 月	

(定年前再任用短時間勤務職員の支給月数)【対象者なし】

		6 月	12 月	計	合計
7 年度	期末手当	0. 7 月 (支給済み)	0. 725 月 (現行 0. 7 月)	1. 425 月 (現行 1. 40 月)	2. 45 月 (現行 2. 40 月)
	勤勉手当	0. 5 月 (支給済み)	0. 525 月 (現行 0. 5 月)	1. 025 月 (現行 1. 00 月)	
8 年度 以 降	期末手当	0. 7125 月	0. 7125 月	1. 425 月	2. 45 月
	勤勉手当	0. 5125 月	0. 5125 月	1. 025 月	

(特定任期付職員の支給月数)【対象者なし】

		6 月	12 月	計
7 年度	期末手当	0. 95 月	0. 975 月 (現行 0. 95 月)	3. 7 月 (現行 3. 65 月)
	勤勉手当	0. 875 月	0. 9 月 (現行 0. 875 月)	
8 年度 以降	期末手当	0. 9625 月	0. 9625 月	3. 7 月
	勤勉手当	0. 8875 月	0. 8875 月	

(2) 改正を行う条例

- 大磯町職員の給与に関する条例
- 大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例
- 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(3) 施行日

条例の公布日(期末手当の支給基準日である 12 月 1 日の前日までに改正条例を公布)

※ 月例給：令和 7 年 4 月 1 日から適用

※ 期末・勤勉手当：令和 7 年度分は令和 7 年 12 月支給分から適用

令和 8 年度以降分は令和 8 年 6 月支給分から適用

《参 考》

○ 令和7年の人事院勧告のポイント

＜ 月例給、ボーナスともに引上げ ＞

- ① 月例給の民間給与との較差 15,014 円 (3.62%) を解消するため、初任給を高卒:6.5% [12,300 円]、大卒:5.5%[12,000 円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定 (平均改定率:3.3%)
- ② ボーナス (期末・勤勉手当) を 0.05 月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分
(年間支給月数 4.60 月 → 4.65 月)

○ 国・県の動向 (法改正等の経過)

- ・ 令和7年8月7日 人事院勧告
- ・ 令和7年10月10日 神奈川県人事委員会勧告

＜今後の予定＞

- ・ 公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定 (参考) R6.11.29
- ・ 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて (総務副大臣通知)
- ・ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正

本年の給与勧告のポイント①

月例給

民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(※) **15,014円(3.62%)**を解消するため次のとおり改定

※いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

● 俸給

▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)

【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)

▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

● 本府省業務調整手当

▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給

▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

▶ 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特勤勤務手当等 72円 はね返り分(※) 1,399円 ※俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス

直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

▶ 民間の支給割合 4.65月

▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月

(一般の職員の場合の支給月数)

▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に
0.025月分ずつ均等に配分

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)
勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)
8年度 期末手当	1.2625月	1.2625月
以降 勤勉手当	1.0625月	1.0625月

本年の給与勧告のポイント②

官民給与の比較方法の見直し

【考え方】

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

- 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
500人以上の本店事業所
の従業員と対応

見直し後

企業規模**100人**以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
1,000人以上の本店事業所
の従業員と対応

